

第二次環境基本計画見直しにかかる

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

資料 1-10 関連資料 (※)

(全般)

| (団体) | (頁) |
|--------------------|------------|
| 第 3 回 | |
| ・東京都武蔵野市 (全国市長会推薦) | 1 |
| ・奈良県 (全国知事会推薦) | 3 |
| ・日本商工会議所 | 5 |
| ・社団法人 日本経済団体連合会 | 1.1 |
| 第 1 3 回 | |
| ・宮崎県綾町 (全国町村会推薦) | (パンフレットのみ) |
| ・日本労働組合総連合会 | 1.7 |
| 第 1 2 回 | |
| ・内閣府 | 2.5 |
| ・警察庁 | 1.0.5 |
| ・総務省 | 1.1.3 |
| ・文部科学省 | 1.2.7 |
| 第 1 3 回 | |
| ・農林水産省 | 1.3.3 |
| ・経済産業省 | 1.4.5 |
| ・国土交通省 | 1.5.9 |

(※) 意見交換に際し団体から提出頂いた資料 (パンフレット等一部資料は除く)

第三次環境基本計画策定に向けた考え方についての意見【東京都武蔵野市】 (中央環境審議会総合政策部会が実施する各種団体との意見交換会レジュメ)

二. 第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題

3. 解決すべき課題

- 日常生活や一般的な事業活動に伴って発生する環境負荷の削減については必ずしも進展していない。(傍線発表者) (4 頁)

【意見】

一般廃棄物に関しては上記のとおりであるが、温室効果ガス排出量の現状を鑑みると、より現状に即した表現にすべきではないか。

- 国、地方公共団体、企業や NPO を含む民間の諸団体、個人などそれぞれの主体ごとの役割分担を見直す必要がある。(5 頁)

【意見】

全国市長会の「提言」では、「市長や市の職員は、政策立案の段階から様々な関係主体と協働し問題解決に取り組むという「協働原則」を守る」(傍線発表者) (42 頁) 必要があるとしている。

三. 4. にも、「施策決定過程について、国民や民間の各種組織が、持続可能な社会づくりの観点から十分な参加・参画をできるようにしていく」(傍線発表者) との記述があるが、ここでもより踏み込んだ表現にしていきたい。

三. 今後の環境政策の展開の方向

2. 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

- ・ 農林業を始めとする第一次産業の活動及び森林が地域の国土環境を保全する機能を発揮している面もある。それに対して、産業構造や社会構造の変化もあり、それらの機能が十分に発揮されにくくなってきているのではないかと懸念されている。(傍線発表者) (11 頁)

【意見】

武蔵野市では、平成 14 年から二俣尾(東京青梅市)・武蔵野市民の森整備事業をすすめている。本事業は森林保全と環境学習とを統合した施策であるが、この事業を開始するにあたっては、東京・多摩地域の林業の現状に関する非常な危機感が背景にあった。ここではより踏み込んだ表現にしていきたい。

5. 国際的な戦略を持った取組の強化

- ・ 日本経験、施策や技術も活用しつつ、東アジア圏のみならず、(中略) 環境問題の解決に積極的な役割を果たすべきである。(中略) 各地域における自然資源の適切な管理に協力していく必要がある。(15頁)

【意見】

武蔵野市では、平成10年度からロシア連邦ハバロフスク市において寒帯林の植林事業や同地のハバロフスク工科大学に寄附講座を開設するなどの、Local to localの国際環境協力活動をすすめている。国際的な取組について言及する際にも、地方自治体の果たす(または果たし得る)役割の重要性に言及していただきたい。

四. 持続可能な社会に向けた重点的な取組

4. 横断的分野：領域を横断した取組や政策手段に着目した分野

⑦「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」

- ・ 環境に取り組むことが経済的にもプラスになる環境と経済の好循環を実現するため、環境に配慮した経済活動を促進するための仕組みを構築していくことが重要である。(傍線発表者)
- ・ その際、消費者に対して、商品選択等に関する環境配慮の側面からの普及啓発活動を行うこと等により、(後略)(18頁)

【意見】

8頁では経済的手法について「その適切な活用について検討する。」と記述されているが、ここでは明示的には経済的手法について触れられていない。

全国市長会の「提言」でも、経済的手法の重要性について強調している。(66頁ほか)特に地球温暖化対策としてのライフスタイル、ビジネススタイルの変革は、国が税等の経済的手法を実施しない限り、従来からの普及啓発活動だけでは限界がある。環境に配慮した経済活動を促進するための仕組みと経済的手法は同義にも読めるが、経済的手法という用語を明示して言及していただきたい。

⑧「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」

【意見】

全国市長会の「提言」では、「「アクト・ローカリー (Act Locally)」の実践 三つの行動指針」のひとつとして、「・地球環境問題に取り組む「1億人の市民運動」実現に向けて、全国の市が一齐に提唱し、行動を起こす。」を掲げている。また、具体的に全国市長会として「都市と環境「5の行動目標」」を掲げた。5の行動目標では、「「全国不法投棄監視ウィーク」の創設」、「「もったいない実践運動」の展開」を国民運動として展開することとしている。(15頁)

論旨に異論はないが、このような取り組みにぜひ言及していただきたい。

奈良県新長期ビジョン素案の骨子 ～(仮称)新やまと(大和)21世紀ビジョン～

未来社会の予測と展望

1. 時代認識

- 国づくりの時代から数多くの変革期を克服⇒[明治維新][戦後][バブル経済崩壊]⇒混沌の十数年を経て再生の時代へ
- 大きな潮流の変化の中で、21世紀はこころ豊かな暮らしの実現へ⇒持続可能で多様な価値観を認め合う社会をみんなで作る

2. 激動する未来社会の予測

① 激変する日本、そして世界

- a. 人口/日本の人口減少がさらに進み、2050年には1億人に?
- b. 自然・環境/地球温暖化の影響などにより、大規模災害が頻発?
- c. 科学技術/科学技術の進歩で人間型ロボットと暮らす?

② 様変わりする社会と生活

- a. グローバリゼーション
/地球規模の交流が深まり生活が変化中、世界遺産など歴史文化資源をいかして日本文化をアピールする
- b. 経済・産業
/低成長の経済が続く中で、時代に応じた特長ある産業を振興する
- c. ライフスタイル・働き方
/こころの豊かさが重視され、ライフスタイルが変化中、歴史文化や自然に囲まれてゆとりや安らぎを実感する
- d. 地域
/行政の役割が見直され、住民が主役の協働型地域社会の形成に向け、積極的に参画できる取り組みを進める

3. 新しい日本の未来社会に向けて

健やかな子どもが育つために

例えば、
・自らのこころ豊かな人生のためにも家族や子どもの大切さを見直す
・地域の仲間としてみんなで子育てする
安全で安心できる地域を築くために

例えば、
・地域に愛着を感じ、規範のこころを育てる
・身近な問題を主体的に解決する
豊かで活力のある社会を築くために

例えば、
・新たな分野にチャレンジする意欲を持つ
・働くことに喜びを感じつつ、社会への各自の役割を果たす
30年後の地球に生きるみんなのために

例えば、
・豊かな自然を残すために、便利さばかりを求めない
・社会保障制度のあり方について国民全体で議論する

どのような思いと行動で臨めば、よりよい日本の未来社会をつくれるのか、一人ひとりが真剣に考えてみませんか。

奈良の未来像

奈良の三つの個性

- ＝歴史の“奈良”～世界遺産など本物の歴史に触れ、訪れるたびに感動し、満足の時を重ねる～
- ＝住まいの“奈良”～ゆとりある住まい方で、にぎわいの湧くまちに、いつまでも住み続けたい～
- ＝共生の“奈良”～家庭や社会の絆を再生し、こころ豊かに暮らす～

奈良の予測と展望(2035年)

- 人口、＝人当たりの県民所得
- ≡人口(120万人→131万人)
- ＝一人当たりの県民所得(400万円～500万円程度)
- (参考:＝人当たりの雇用者報酬(近府県比較))

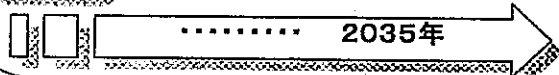
○「歴史の“奈良”」、「住まいの“奈良”」、「共生の“奈良”」という奈良の三つの個性に基づいて、住民の皆様の暮らしを住民の皆様が目線でまとめた「安心」、「元気」、「誇り」、「憩い」、「未来」という五つの将来ビジョンに整理
○住民の皆様の前向きな参加のもと、将来ビジョンを支える一つのパワービジョン⇒効率的な「行政経営」

基本目標

世界に光る奈良県づくり

- 住む人々には安心でこころ豊かな暮らし
- 訪れる人々には感動と満足のとき

目標年次



五つの将来ビジョン

- 安心:「みんなが安心して暮らせる」
- 元気:「元気に活動できる喜びを感じる」
- 誇り:「こころの豊かさが実感できる」
- 憩い:「心地よく暮らし、もてなしの心が息づく」
- 未来:「子どもたちが快適な環境で育つ」

一つのパワービジョン

行政経営:「効率的で開かれた行政を運営する」

現状を打開するため、わかりやすい
具体的な目標を設定

個別ビジョン

「住む人々には安心でこころ豊かな暮らし」と「訪れる人々には感動と満足のとき」を充足させる16項目の個別ビジョンと奈良の「ふるさと」像
⇒政策目標(46個)と戦略的なプロジェクト(92個)の設定

環境保全への取組状況と環境基本計画見直しに関する意見

日本商工会議所

1. 環境保全への取組状況

○地球温暖化防止対策運動の推進について（申し合わせ）

政府は京都議定書目標達成計画を策定し、6%削減へ向けた具体的な対策をとりまとめた
が、温室効果ガス排出量が基準年比で増えている現状にあつて、目標達成のためには、ライ
フスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革が求められている。

それだけに、その実現は容易なことではないが、温室効果ガスの実効ある排出抑制を
図るためには、「環境と経済の両立」の原則にたちつつ、国、自治体、企業、市民などすべて
の主体が、それぞれの立場で積極的に取り組むことが重要である。

日本商工会議所は、地球温暖化防止対策に関する広報・啓発活動を積極的に展開すると
ともに、各地商工会議所においても、地域の実情に応じ、下記の趣旨を踏まえて、地域中
小企業の自主的な取組みを支援するなど、地球温暖化防止対策運動を積極的に推進してい
くこととする。

記

1. 温室効果ガス排出抑制に関する周知・広報の推進

会報、ホームページ等での広報やセミナー・講演会などの実施を通じて、会員をはじめ
地域の企業、個人等に対し、地球温暖化問題の現状や、省エネルギー行動、国民のライ
フスタイルの変更など、温室効果ガス排出抑制に向けた取組みの重要性を周知、啓発
する。

2. 省エネルギー対策実施事例のPRと奨励

商工会議所会員企業等において、省エネルギーに取り組む、効果をあげている事例を
広く広報する。

3. 地域における省エネルギーの取組みの促進

企業のみならず、従業員や市民、家庭、学校等も交えた地域全体として、省エネルギ
ーの取組みを働きかける。

省エネルギーの取組みとしては、例えば以下のような事項が考えられる。

- (1) 冷暖房の適正な温度設定、夏季のオフィス等での服装について、暑さをしのぎやす
い軽装の励行、省エネルギー設備の導入・エネルギー消費効率の高い機器の購入、節
電・節水の励行、消費者等に対する家電等の省エネ情報の提供の促進など、省エネル

ギー行動の実践。

(2) 通勤や買い物の際の公共交通機関利用の促進。

(3) 荷主と輸送事業者の連携による効率的な配送など輸送分野での省エネルギー対策の推進。

(4) 過剰包装を断るなど廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等による資源循環型社会形成への寄与。

4. 原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進等

エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図る。

II. 第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）に対する意見

第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ、以下「中間とりまとめ」）に関する意見は下記の通りである。

記

○「三. 今後の環境政策の展開の方向」について

1. 環境と経済の両立

環境問題に取り組む上での基本は「環境と経済の両立」である。環境負荷の低減を図るためには、技術開発の一層の促進と、あらゆる主体の参画が必要であるが、経済成長がなければ、技術革新や創意工夫を図ることもままならず、環境問題への有効な対策も取りえない。環境政策の展開にあたっては、環境と経済の両立に資するしくみの構築を基本とすべきである。

2. 「環境税」はじめ経済的手法には反対

「中間とりまとめ」において、環境に関する税、課徴金、及び事業者に予め排出枠を設定するキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度などの経済的手法の導入について「環境負荷を低減させる点で有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものとする。（中略）その適切な活用について検討する。」と指摘しているが、これらの手法は経済統制につながる可能性が高く、環境と経済の両立に反するものであり反対である。

特に「環境税」については、昨年、地球温暖化対策の目標達成の方途として導入が提案されたが、同税には次のとおり根本的な問題がある。

①二酸化炭素排出が増大している民生・運輸部門への効果は期待できない。他方、厳しい企業経営環境下、コストの価格転嫁は困難であり、地域経済や雇用に及ぼす影響は甚大

である。とりわけ中小企業の経営環境への影響は軽視されるべきでない。

②「環境税」の導入はわが国産業の国際競争力に大きな打撃を与える。これにより、エネルギー効率の高い日本から効率の低い中国等へ生産が移転し、却って地球全体の温室効果ガスの増大を招く。

③「環境税」は、既存予算の使途の徹底的な見直しもないまま、国民に対し新たな税の負担を求めるものであり、まさに「環境税」ありきの考えである。

3. 既存のストックを活用した、環境にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

①郊外開発が環境にもたらす影響

わが国ではこれまで、高度経済成長と人口増加を前提とした郊外開発に軸足を置いた都市拡大政策がとられてきた。都市が過密化する一方で、郊外部で住宅開発が進み、低廉な地価の郊外地域に事業所や工場、産業施設等が次々と移転し、さらにはモータリゼーションの進展により、郊外の幹線道路沿いに、大型店等の大規模開発が進んだ。加えて、中心市街地の地価高騰や駐車場不足などから、行政庁舎や病院等の公共機関の郊外移転が加速し、人の流れを大きく変えた。

少子高齢化が進展し、人口の減少が予想される現在に至っても、なお従来型の郊外開発が続いているが、こうした郊外開発は、環境に大きな負荷を与えている。マイカーによる中・遠距離ショッピングを前提とする郊外立地の大型店や、深夜営業を行うエネルギー多消費型の大型店は、国・人類をあげて地球温暖化対策に取り組もうとする状況に全く逆行するものである。

その結果として既存の中心市街地が寂れ、これまで蓄積された社会資本ストックの利用効率の低下に伴い、安全・安心を保障するコミュニティ機能が低下している。

また、「中間とりまとめ」で指摘されているように、「農林業を始めとする第一次産業の活動及び森林が地域の国土環境を保全する機能を発揮している面」があり、また、田園景観の形成等の面からも農地の確保は重要性を増しているにもかかわらず、郊外型大型店進出などにより、農業振興地域からの除外（農振除外）や農地の転用（農転）が多発している。

②中心市街地における既存ストックの活用

「中間とりまとめ」でも言及されているように、今後は国民自身が自らの消費行動や生活様式を見直すことが必要である。この点で、中心市街地が、長い歴史の中で伝統・文化を育み、行政、商業、都市型製造業、居住、教育、医療、福祉、創業、娯楽など、様々な都市機能が数多く集積していることに注目すべきである。郊外開発を抑制するためには、こうした中心市街地の既存ストックを適切に維持・管理し、最大限活用し、環境にやさしい21世紀型のコンパクトなまちづくりを進める必要がある。

このような取り組みは、エネルギー効率が高く、自然環境をはじめ、環境と共生する持続可能な都市（サステイナブルシティ）の実現にもつながる。

また、中心市街地に多様な都市機能を集積することで、移動距離が短縮化され、自動車

利用から徒歩や自転車、公共交通機関への転換が期待されるため、自動車に過度に依存しない、エネルギー消費の少ない交通体系を構築するためにも、コンパクトなまちづくりが重要である。

4. 技術開発の重要性

「中間とりまとめ」で指摘されているように、「持続可能な社会形成に向けては、環境保全に関する科学的知見の充実や各種の技術開発の一層の推進が不可欠」である。わが国の産業界は、これまで長年にわたり省エネルギー努力や環境開発に関する技術開発を進めてきた結果、世界最高レベルのエネルギー効率を実現している。環境問題、特に地球温暖化問題解決のためには、産業界としてこうした省エネルギー努力に引き続き取り組んでいかなければならない。その点で、「中間とりまとめ」で「例えば、省エネや3R推進等に向けた技術革新、製品における環境配慮や新たなビジネスモデルの構築等環境負荷を減少させる努力が正当に評価され、報いられるための仕組みづくりや消費者の意識改革のための取組が必要」と指摘している点は重要である。

5. 国際的な取組の強化

環境問題は長期的な視野に立った取組が必要である。また、その際、環境への影響などについて不確実性の残る段階で施策を決定することになるため、国民とのコミュニケーションを十分に図ることが重要であることは、「中間とりまとめ」で指摘されている通りである。

その一環で、国際的な枠組みで環境問題に対処するにあたっては、わが国が応分の役割を担うことについて、国民の総意を得て取組むことが重要である。

具体的には、環境問題とりわけ地球温暖化問題の解決には、米国や中国・インドなど主要な温室効果ガス排出国が参加した、真に公平で実効性ある枠組みを構築していくことが何よりも重要であり、政府は、これら諸国との交渉にリーダーシップを発揮すべきである。

また、「中間とりまとめ」で指摘されているように、「日本の経験、施策や技術も活用しつつ、開発途上諸国における環境問題の解決に積極的な役割を果たす」ことも重要である。

○「四. 持続可能な社会に向けた重点的な取組」について

1. 地域及び中小企業における取組み

「中間とりまとめ」では、「現在の環境問題は、人々の普段の暮らしぶりを原因とするものが多い」として、「環境保全の人づくりと、そのような人々の暮らしを支える地域づくりを一体的に捉え、取り組んでいく必要がある」としている。

その関連で、日本の企業数の99%以上を占める中小企業は、地域経済の活力の源泉であり、地域における主体の一員として、中小企業による環境問題への取組みは重要である。中小企業は大企業に比べると人材や資金面で不足する部分があり、環境問題への取組みは、経営の負担になる部分も出てくる。また、最先端技術の導入にはリスクを伴うこともある。しかし一方で、中小企業であるがゆえに意思決定が早いなど小回りが効くこともある。したがって、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、

国や地方自治体による資金面や技術開発面等での支援が必要である。

2. 環境教育の重要性

「中間とりまとめ」では、環境教育について、「地域コミュニティの支援を受けつつ、地域の人材を活用すべきである。NPO等の地域に存在する組織との協力やネットワークづくりも含め、地域の人材を活用していくための条件を整えていくことが必要である」と指摘している。地域の総合経済団体である商工会議所でも、地元企業による環境関連の技術を小学校で紹介するなどの取り組みを行っている例があり、地方自治体、企業、市民など様々な主体が、地域の実情に応じて環境教育に取り組んでいくことは重要である。

3. 多様なエネルギー源の確保

「中間とりまとめ」では、原子力エネルギーについて、「安全性を大前提として、長期的な視野を持って取り組む必要がある」としているが、エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図ることが重要である。

また、「中間とりまとめ」では、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの技術開発の必要性について言及しているが、地球環境問題への対応、エネルギーの安定供給の確保の観点から、資源制約が少なくクリーンなこのようなエネルギーの一層の導入促進が必要である。

(以上)

環境問題に対する日本経団連の取り組み

2005年9月5日

日本経団連環境・技術本部

I. 環境分野の企業行動指針の策定

～環境調和型経済社会の実現に向けた企業の活動理念の確立～

(1) 1991年4月 「経団連地球環境憲章」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/pro002/p02001.html>)

(2) 1996年7月 「経団連環境アピール」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol094.html>)

(3) 2003年3月 「日本経団連自然保護宣言」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/020.html>)

II. 産業界の率先垂範

1. 環境自主行動計画の策定（1997年6月）と毎年のフォローアップ

(1) 温暖化対策編

① 目標

2010年度に産業部門およびエネルギー転換部門からのCO₂排出量を1990年度レベル以下に抑制するよう努力する。

② 2004年度フォローアップ調査結果

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/091/index.html>)

フォローアップに参加した産業・エネルギー転換部門34業種からのCO₂排出量は、1990年度で5億555万t-CO₂であり、これは、1990年度のが国全体のCO₂排出量11億2,230万t-CO₂の約45.0%を占めている。また、この排出量は、わが国の産業部門およびエネルギー転換部門全体の排出量(1990年度6億1,500万t-CO₂)の約82.2%に相当する。

2004年度フォローアップの結果、2003年度のCO₂の排出量は5億239万t-CO₂となり、2002年度比で1.0%増加、1990年度比で0.6%減少となった。

なお、一部の原子力発電所の長期停止にともなう電力のCO₂排出原単位悪化による影響を除いたCO₂排出量は、1990年度比で約3.8%減の約4億8,600万t-CO₂と試算される。

③ 政府の施策との関係

本自主行動計画は、政府が本年4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画において、「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすも

のである」と位置づけ、また、自主行動計画のCO₂削減効果を約4240万トンと見込んでいる。

④毎年のPDCAサイクルによる透明性、信頼性の向上

Plan : 自主行動計画の策定及び業界団体への説明・依頼 (6月)

Do : 各業界団体による実施 (6月～9月)

経団連による集計・発表 (10月～11月)

Check : 環境自主行動計画第三者評価委員会による評価 (12月～4月)

Action : 自主行動計画の見直し (4月～5月)

⑤産業・エネルギー以外の分野への展開

京都議定書の目標達成には、産業・エネルギー分野での取り組みに加え、民生・運輸部門の対策の強化さらには京都メカニズムの活用が重要。

そこで、最近では、民生・運輸部門における取り組み事例、LCA的観点からの企業活動の評価、海外での温室効果ガスの削減事業等の記載を求めるなど、フォローアップの充実をはかっている。

(2) 廃棄物対策編

①目標

産業界として2010年度における産業廃棄物最終処分量の目標量を1500万トン(1990年度比25%)に設定する。また2005年度の間目標を2100万トン(1990年度比35%)とする。なお、これら目標は、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを行う。

②2004年度フォローアップ調査結果

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/014/index.html>)

2003年度の産業廃棄物最終処分量実績は、1,026万トンで、前年度実績の11%減(122万トン減)となった。これは、基準年である1990年度実績(5,883万トン)の17.4%[82.6%減]であり、2010年度における目標値[1990年度実績の75%減]を2年度連続して前倒しで達成したことになる。

なお、2004年度調査には、40業種が参加。うち、産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況フォローアップには金融、商業等を除く31業種が参加。基準年である1990年度でみると、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の7割近くをカバーしている(日本経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等))。

③政府の施策との関係

政府の「循環型社会形成推進基本計画」(2003年3月策定)では、「循環型社会の形成の取組みの進捗度を測る指標」として、日本経団連の上記目標を採用し、